

自治会を設立するには

1

自治会を作ろうと思っている地域の方に声をかけ、自治会設立へ向け、意見を確認しましょう。

2

自治会の区域を決めて加入世帯を取りまとめ、会則の案(①)、会員名簿(②)を作しましょう。

3

設立総会を開催し、自治会の役員や会則を決定しましょう。

4

市(地域づくり課)へ、設立届(③)、会員名簿、会則、区域図をご提出ください。

※①②③は市のホームページからダウンロードできます

自治会に対する補助金も各種ございます。

- ・自治会設立補助金
- ・自治会育成費
- ・自治会集会場等整備事業補助金
- ・自治会防犯灯電気代補助

詳しくは、地域づくり課(Tel0877-24-8853)までお問い合わせください。

